諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年10月25日(平成30年(行情)諮問第472号) 答申日:平成31年3月26日(平成30年度(行情)答申第537号) 事件名:特定刑事施設職員名簿(特定年度)の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき,その一部 を不開示とした決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月25日付け福管総発第124号により福岡矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、審査請求する。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

(略) 特定年月日Aの職員の暴言の件で、苦情の申出をしている者で すが、私(審査請求人を指す。以下同じ。)は、この件で私に暴言を言 った職員個人に訴訟をしたくて、その職員のフルネーム等を知りたくて 福岡矯正管区の方に問い合わせをしたところ、行政文書開示決定通知書 という文書が届いたのですが、その中を見てみたら、不開示とした部分 があり、それを読んでみたところ、私に暴言を言った職員の情報が、不 開示とされていました。その理由は私がその職員に不当な圧力や中傷や 攻撃を加えるおそれがあるためと書いてあり、私としては、もちろん不 愉快な思いをしたほか、私はそういうことをするために情報開示をして くれと言ったわけでもなく、被害者は私の方ですし、なぜ加害者が守ら れて被害者の方が守ってもらえないのかと疑問を抱いています。日本の 法律は、いつ変わったのですか。加害者の方が、守られるということに。 それに、矯正管区からは、情報を開示しますので、消印の押していない 収入印紙300円分を送ってくれと書いてあり、私はその300円の収 入印紙さえ払えば情報を開示してもらえるとばかり思っていて、実際は. 不開示。そんなおかしな話ってありますか。私からしてみたら、寸尺詐 欺にあったとしか、思えません。本当に納得がいきません。そこんとこ ろ、ご返事いただけないでしょうか。お願いします。

(略)

私からしてみたら、矯正管区はなぜ私がくわしく書いた内容の手紙を1番初めに送った時点で、職員の情報開示は出来ませんので、と教えてくれなかったのですかね。そんなに300円の収入印紙がほしかったのですかね。私のほかにも私と同じような思いをした人はいるんでしょうかね。そういう人が300人いたら、3万円にもなりますもんね。

(2) 意見書

あなた達が思っていることと、逆のことが起きているのに、ものすご く,私を,キズ付ける内容の文書を,送ってきますよね。私は,この文 書で、ものすごく気分が悪いし、又、心に1つキズを負いました。どう、 責任をとっていただけるのでしょうか。今、理由説明書(下記第3を指 す。以下同じ。)にラインを引いて送り返そうと思ったのですが、この 文書は、証拠として、私の手元に保管しておきますので、その一言で、 人はキズ付くのですから、あなた達、誰でもかれでも、あんな文書を送 り付けてたら,自滅しますよ。いつか,いつかと言われたら,今回は, かもしれませんけど、それに、理由説明書に記されていた、不当な圧力 や中傷,攻撃を,加えられると記されているが,加えられたのは,私の 方ですが、3人の職員から、だから、私は、苦情申出というのを、何回 もしたし、証人や証拠も、あるので、何をされたのか、詳しく書いても、 全く証人達に話も聞かずに、不採択、証人の中には、職員も、いたので すよ。で,私が,苦情申出をして,証人として,その職員さんも,話の 内容を知っているので、聞いてくださいって言っても、話も聞かず、不 採択。この話聞いて、どう思いますか。受刑者の権利、ウソ付けと思い ませんか。ちなみに、私が受けた処遇は、簡潔にしか書きませんが、ま ず,

- ア 特定年月日A,特定場所Aで,特定職員Aから,不正が見つかり, その際(死ね)といわれた暴言
- イ 特定年月日B,特定場所Bで,気を付けの際の私のカカトが付いておらず,私の右足のくるぶし辺りを足払いされて暴行と思っていたら,日に日に足が痛くなり,何回か医務で診察をしてもらい,特定年月日C,足を蹴られたことで(足関節痛)という診断が出て,暴行から傷害事件に変わった。この事件を起こした犯人の名前は全く分からないが,特定年月日B,特定工場の担当が休みだったので,その代務。
- ウ 特定年月日C,特定職員Bから,私は特定製品を購入しているのですが,特定製品を使うには,官物のカップか,もしくは自分で購入すると決められているから,私は,官物を借りますといったら,お前には貸さない,自分の金で購入しろ,じゃなかったら,お前を調査にするって言うから,仕方なく,購入をさせられた。これって,

誰が聞いても脅迫でしょ、だから、この話をしたとき、3人いて、その話を全て聴いてた主任の、付き添いの人の、名前は分からないのですが、私は、今、特定場所Cで、昼夜独居で、生活してした。 特定年月日D、担当が休みだったので、その代務としなかから話をするので、あの脅迫の件で、検察とかから話を聴かれたら、正直に地検に告訴状を出せと弁護士に言われ、特定出来事を、特定地検に来て、私の話を全てあり、と言われてより、もとが、私に表したら、おにとより、自分達が、私に表した方が良いのでははで、今が、私にその関係を対したる。ことをが加えられるおそれは相当程度で、たとしたら、一応、よりないの文書で、心にキズを受けたと本当のことを裁判官にお伝えしますから悪しからず。

どうせ、国家権力には適わないということも分かっていますけど、 もう、次のことも考えていますから。

※私はあと○月で出所だから、出てから訴訟をするために、職員の 名前が必要だったのです。相手が国でない。

(略)職員家族とか関係ないので、もし、名前が分かったとしても、私は何もする気はありませんので、全て法律に基づいて争うので、心配する必要は、ありませんので、ただ、認めない職員については、今後、私の気持ちがどう変わるのか、変わらないのかは、ハッキリ言って未来のことなので分かりません。それとハッキリと言っときますが、お宅さん達が送ってきた文書には、相当頭にきているし、住所も分かってしまったので、何かが起きるとは言えませんが、これも又、未来の話ですから、私にも分かりません。(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、平成30年5月25日付け福管総発第124号行政文書開示決定通知書により、「職員名簿」(特定刑事施設、ただし、特定年度)(本件対象文書)の一部開示決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書に記録された特定刑事施設で勤務する職員の氏名の一部(以下「本件不開示部分」という。)を不開示としたことについて、本件不開示部分の開示を求めているものと解し、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- 2 不開示情報該当性について 本件不開示部分には、特定刑事施設に勤務する職員の氏名が記録されて

いるところ、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が 発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるお それがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号に該当する。

本件対象文書で不開示とされている職員の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)に掲載されていないことから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれがあることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

3 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条4号及び6号に規定する不開 示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年10月25日 諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月9日

審議

④ 同月26日

審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成31年3月22日

本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であるところ、処分庁は、その一部 (本件不開示部分)について、法5条4号及び6号に該当するとして不開 示とする原処分を行った。 これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件不開示部分には、特定刑事施設に勤務する職員の氏名が記載されていると認められる。
- (2) そこで検討するに、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に鑑みると、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、こうした状況の下において、本件不開示部分を公にすることとした場合、特定刑事施設に勤務する職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、本件対象文書で氏名が不開示とされている職員については、いずれも、本件対象文書が作成された時点における最新の職員録にその氏名が掲載されていないと認められる。

- (3)以上によれば、本件不開示部分を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、本件不開示部分は、法5条4号の不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条 4 号に該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象文書)

「職員名簿」(特定刑事施設、ただし、特定年度)